

弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）の立法化に反対する決議

政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」は、2004年12月10日、テロの未然防止に関する行動計画を策定し、その中で弁護士にも、不動産売買、資産管理、法人等の設立運営等の、依頼者のおこなう一定の取引について、犯罪活動による収益又はテロ資金供与に関与することが疑われる場合に金融情報機関（FIU）に報告義務を課す制度（ゲートキーパー制度）を導入することにした。

2005年11月17日、前述の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」は、金融情報機関（FIU）を金融庁から警察庁に移管することを発表した。2006年6月5日に発表された犯罪収益流通防止法案（仮称）においても、FIUとして、国家公安委員会ないし警察庁が予定され、現在、2007年の通常国会における立法化に向けて作業が進められている。

弁護士は、人権を擁護し社会正義を実現することを職責とする。弁護士には、国家権力に対峙する場面でもその職責を十分に果たすため、弁護士法により高度の自治と政府機関からの独立が認められている。しかし、仮にゲートキーパー制度が弁護士に対し適用され、弁護士が警察に依頼者を密告する義務を負うこととなれば、弁護士は警察の監督下に置かれるに等しい。弁護士は、人権擁護のためには、国家権力に臆することなくその過ちを正さなければならない。ゲートキーパー制度は、弁護士制度の根幹である政府機関からの独立を揺るがすものである。

また、弁護士が依頼者を警察に密告する制度が導入されれば、依頼者の弁護士に対する信頼は根底から破壊される。依頼者は、弁護士が法律上厳格な守秘義務を負うという保障のもとに、弁護士を信頼してあらゆる事実を開示することができ、弁護士も依頼者からあらゆる事実が告げられることにより事案に即した適切な法的アドバイスができる。しかし、ゲートキーパー制度は、弁護士が依頼者を警察に密告するという懸念を依頼者に与えることによってこの依頼者と弁護士との信頼関係を根底から覆し、市民が安心して弁護士から適切な法的助言を得て法を遵守しようとする機会を失わしめることになる。

このように、弁護士の政府機関の独立と守秘義務がゲートキーパー制度の導入により揺らげば、市民的自由の礎たる弁護士制度が根幹から揺らぐこととなる。

当連合会は、このような弁護士から警察への依頼者密告制度の導入を決して容認することはできず、その立法化に強く反対し、立法化を阻止する運動を強力に推進することを決意する。

以上のとおり、決議する。

2006年（平成18年）11月17日
近畿弁護士会連合会

提 案 理 由

- 1 FATF は、1990年に「40の勧告」を採択し、1996年及び2003年に改正して、弁護士等に対して依頼者の本人確認義務、記録保存義務及び疑わしい取引についての報告義務を課すことを定めた。報告義務が課せられるのは、不動産売買、依頼者の資産管理、銀行預金等の口座管理、会社設立等の出資金の取りまとめなどの取引で、当該資金が犯罪収益又はテロに関連するものと疑われる場合である。犯罪収益の対象となる犯罪は、窃盗罪、職安法違反、特許法違反、商標法違反など現状でも実に約200の犯罪であり、テロに限られるわけではない。政府はこの対象犯罪を、現在国会に提案中の条約刑法案によって、約600に拡大しようとしている。また、犯罪収益に関係すると「疑わしい」というだけで報告義務が課せられ、弁護士に対して広範な報告義務が課せられる。
- 2 ゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）では、守秘義務の範囲内にある事項については報告義務を負わないとされる。しかし、守秘義務の範囲内か否かの判断は、必ずしも明確なものではなく、「解釈する者」によって適用範囲を異にする。そして、ゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）違反で、弁護士が捜索・逮捕される場合、この「解釈する者」は、常に国家権力である。

弁護士は、刑事裁判の例を見るまでもなく、常に国家権力に対峙する可能性がある。ゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）が制定されれば、弁護士が職務上対峙すべき国家権力からの捜索・逮捕等の危険に常に晒されることとなる。ゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）は、人権を擁護し、社会正義を全うする弁護士の職責に重大な影響を及ぼしかねないのである。弁護士の自主・独立性が失われるということは、すなわち、憲法で保障された市民の公平な「裁判を受ける権利」（憲法第32条）を奪うに等しい。
- 3 また、ゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）は、弁護士が依頼者を警察に密告する制度であり、弁護士が警察のスパイとなる概観を呈することとなる。依頼者が弁護士を信頼して相談できるのは、弁護士に守秘義務があり、国家権力から独立しているからである。警察に密告義務を負い、国家権力の支配・監督下に置かれた弁護士に全てを打ち明け相談しようとする者はいなくなる。弁護士から警察庁に「疑わしい取引」として報告された場合には、依頼者は資金凍結等の重大な負担を負わせられるからである。

依頼者が正直に打ち明けることができなくなる結果、弁護士が依頼者に法令遵守を説得する機会を失い、犯罪やテロ行為を予防すべき弁護士の法令遵守の職責をも果たせなくなる。そのため、かえって犯罪収益やテロ行為を助長する危険さえ存在する。

私達弁護士は、テロ行為や犯罪行為に対し断固たる態度を取る。

しかし、ゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）は、民主的司法制度の根幹を破壊するものとして是非とも阻止しなければならない。
- 4 アメリカでは ABA がゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）に対する反対の姿勢を崩しておらず、具体的な立法化の目処は立っていない。ベルギーやポーランドでは、弁護士会がこの制度の違憲性を主張して行政・憲法裁判所に提訴し

ており、カナダでは、弁護士会が各州でこの法律の執行差止めを求める仮処分を提起し、政府が弁護士への法律の適用を撤回している。

このような国際情勢にあつて、わが国におけるゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）を制定する必然性は全くない。

- 5 よつて、当連合会は、わが国の民主主義を否定するゲートキーパー法（弁護士から警察への依頼者密告制度）に強く反対する。

以上